

第 2 回青森市特別職報酬等審議会 会議概要

【開催日時】 平成 26 年 8 月 21 日（木）15：00～16：45

【開催場所】 青森市役所 庁議室

【出席委員】 石田憲久委員、佐々木信一委員、今善樹委員、敦賀仁委員、
木村良一委員、福土隆三委員、松宮俊洋委員、鎌田和子委員、
三国谷清一委員 《計 9 名》

【欠席委員】 田村早苗委員 《1 名》

【事務局】 総務部長 嶋口幸造、総務部理事 鈴木裕司、人事課長 山谷直大、
人事課副参事 三浦大延、人事課主幹 田村亜希世、人事課主事 長内寛幸
《計 6 名》

【会議次第】

- 1 開会
- 2 審議
- 3 次回日程について
- 4 閉会

【審議会議事要旨】

○山谷人事課長

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議の議長は、審議会条例の規定により、会長が務めることとされておりますので、会長よろしくお願い致します。

○福士会長

では、第2回特別職報酬等審議会を始めたいと思います。

審議会の条例によりますと、審議会は過半数の出席で成立するとなっておりますので、今日は1人欠席ではございますけれども、審議会は成立するという事で、よろしくお願い致します。

それから、前回、市長からの諮問を受けまして、市長、副市長、それから市議会議員、それについておかれた状況と課題とそういったことを見据えて説明していただいたんですけども、あまりにも量が多いということ、それから駆け足での説明ということですね、皆さんも、ちょっと釈然としないところがあったんじゃないかと。事務局にお願いして、要点をできるだけ簡潔にわかりやすく伝えて欲しいということで、それを今日改めて、事務局から御説明いただきたいと思いますので、事務局の方よろしくお願い致します。

○山谷人事課長

はい。

○福士会長

資料は渡ってあるんですね。

○田村人事課主幹

はい、渡してあります。

○福士会長

資料25ですね、「論点整理」。

○山谷人事課長

それでは、お手元にお配りしております、資料25-01「論点整理1」について御説明申し上げます。

着席のまま失礼させていただきます。

当審議会に市長が諮問した事項は、大きく2点ありまして、その1点目が、「青森市における市長及び副市長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額は、適正であるかどうか」というものでした。

このうち、まず、市長・副市長の給料に関する部分につきましては、前回、考えられる問題点が2点あるのではないかと御説明させていただきました。ひとつは、条例本則の額について、もうひとつは、上限制について、という点です。

ひとつ目の条例本則の額につきましては、現在、条例では、上限額として、市長が118万円、副市長が93万1千円と規定されておりますが、この額は、平成15年から見直しがされておられません。

ここで若干補足説明をさせていただきますと、条例の規定では、この額の範囲内で市長が定める額、とされており、市長決裁で実際の支給額を決めているものですが、平成15年までは、その実際の支給額は、条例の上限額と同額、いわば上限いっぱいの額で決定しておりました。そして、平成16年以降、条例の上限額を下回る額で決定するようになりますが、その理由は、当時の決裁文書を確認致しますと、いずれも「財政的な理由」によるもので、決して「適正な水準」として決定したものではないと考えられます。もちろん、条例上は「市長が定める額」とされておりますことから、どのような理由であれ市長が決定した額が正式な給料額であり、問題ありませんが、ただし、平成16年以降の給料削減の趣旨はあくまでも「財政的な理由」によるものですし、その気になれば、決裁ひとつで、議会等の関与もないまま、支給額を118万円とすることができるわけですから、「適正な水準」としての給料額は、平成15年から見直しがされていないことと同じではないか、ということでございます。

次に、○の2つ目ですけれども、118万円、93万1千円という額は、類似団体、すなわち中核市の中で比較致しますと、上位水準に位置する、という状況にあります。

次に、上限制であることにつきましては、実際の支給額が市長決裁で定められるため、条例の規定だけでは市民に明示されないこと、他の自治体ではあまり例のない規定のしかたであること、その時々市長の政治判断で支給額が決められることになり、もちろん上限額を超えて支給額が決定されることはあり得ないものの、特別職報酬等審議会や議会の関与がないまま、条例上の額が棚上げにされるおそれがあること、という問題点が考えられます。

ここでも若干補足説明をさせていただきますと、先日、三国谷委員から、この上限制が導入された時期と理由についての問合せをいただきまして、三国谷委員にはその場で御回答申し上げましたが、その内容を改めて今回御紹介致しますと、昭和51年の条例改正により上限制が導入されておまして、その前までは、条例で実際の支給額を定めておりました。また、上限制を導入した理由については、その昭和51年当時の決裁文書や議会の会議録を確認致しましたところ、財政危機を乗り切るために、特別職の給料の引下げを行えるようにしたようでございます。もちろん、その当時の判断は、その当時の社会情勢や考え方によって最適な判断がなされたものと思いますが、そこから38年を経過した現在、見直す必要はないでしょうか、というところでございます。

資料に戻りまして、市長・副市長の給料につきましては、これらの問題点が考えられるところ、額の見直し、上限制の見直しが必要かどうか、というところを御議論いただければと考えております。

次に、議員報酬に関する部分につきましては、条例に規定された額、議長71万8千円、

副議長 65 万 8 千円、議員 63 万 3 千円そのものが議論の対象でございまして、平成 15 年から見直しがされていないこと、類似団体、すなわち中核市の中で比較致しますと、中位水準に位置する、という状況にあること、現在特例措置としてこの額から 10%削減を行っておりますが、その措置は現在の議員の任期である今年の 11 月 25 日までで終了し、その後は元の水準に戻るようになること、平成 20 年に議員活動のあり方を広く捉えるべきとの考えを反映して地方自治法が改正されており、その趣旨を反映した議論がなされていないのではないか、という問題点が考えられるところであり、これらを踏まえて、額の見直しが必要かどうか、というところを御議論いただければと考えております。

資料 25-01「論点整理 1」については以上ですが、引き続き、参考資料 25-02 についても御説明させていただきます。

先ほど来、青森市の類似団体の区分としての中核市、という話を何度かさせていただいておりますが、改めて、中核市とは何か、の説明資料でございします。

まず、【概要】を御覧いただきたいと思います。全国には約 1,700 の市町村がありますが、従来は、人口規模の小さい村も人口規模の大きい市も、その事務権限はほとんど同じ状況でした。そこで、人口 30 万人以上の、比較的規模や能力などの大きい都市の事務権限を強化して、できる限り住民の身近なところで行政を行うようにした都市制度が中核市制度でございまして、平成 26 年 4 月 1 日現在、青森市を含めて 43 市ございします。

中核市が処理する主な事務は、資料に列挙しているものがありますが、青森市は、平成 18 年 10 月に中核市に移行致しまして、保健所の設置などを新たに行い、その事務権限が大幅に拡充・強化されたところでございします。

因みに、中核市以外の都市制度と致しましては、政令指定都市、特例市がありまして、政令指定都市は、御存知のとおり、札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市などの大都市でございまして、都道府県とほぼ同様の権限を有しております。特例市は、中核市よりもやや規模の小さい都市とイメージしていただければよろしいかと思います。

資料の説明は以上でございします。

○福土会長

はい、どうもありがとうございました。

では、今の論点整理を踏まえながら、これから議論をしていただくこととなるんですけれども、まず最初になんと言っても、皆さん、市長・副市長のですね、まずは給与の額の見直しについて、必要だというふうに思いますけれども、異論ございませんよね。

それから上限の廃止ですけれども、これについても条例が有名無実化のおそれがあることと、そのときそのときの状況に応じて（市長の政治判断で支給額が決められるので）、条例の上限の廃止ですね、それについてどうでしょう。やっぱり皆さん、よろしゅうございしますか。

○三国谷委員

すみません。ちょっとお聞きしたいのですけれども、諮問書の中で、前文のその一段

目、一行目のところに、その適正なあり方について検討するためと、その適正なあり方というのは上制限の廃止をということを言っているのでしょうか。今の話ですと。

○福士会長

上制限の廃止を議論の対象にするかと、それから額の問題に移りたいと思っておりました。よろしゅうございますか。

○三国谷委員

すいません。適正なあり方について検討というのは、市長さんが当審議会に諮問しているんだけど、その諮問の中身は…。

○福士会長

私らとしては、こうあったほうが良いと思いますよということでやって、後、決定は議会とかでやってると思うんですけども。

よろしいですか。そうですね。

あくまでも、審議会は諮問に何か答えを出すということですから、それをどういうふうに扱うかは、市、市議会とか、市のあり方次第ということになります。

○三国谷委員

で、今、会長さんがおっしゃった、上制限の廃止云々という話は、多分これは条例事項となると思うんですけども、それも諮問内容に入っているということをおっしゃってるんですか。

○福士会長

はい。条例のあり方についてもですね、給与と条例のあり方についてもこちらのほうで変えて欲しいという、例えば、今、言いましたけれども、条例で決めたことが、乖離していくということがあってですね。やはりその条例で決めた額を基本的には市長さんが受け取るという。

で、今までずっとやってきませんでしたよね、条例の審議。ですから、適宜、条例は変わっていてもいいと思うんですよ。審議会や議会がどういうふうにそれを捉えるかですけども、やはり条例というものは、一つの権威と言いますか、本来のあり方を持たせるという、そういう意味です。

○三国谷委員

すみません、くどくて。あと止めますけれども、私ども、諮問に応じてやるということとは、審議会条例の中で、審議会に与えた権限というのは、諮問されたことについて、審議することになっているんだと思います。ただ、審議内容の中身が、審議する側の方で上制限の撤廃を含めてやってくれと、条例の額ではなく、制度についても諮問しているんですか。

○福士会長

ただですね、こういうことだろうと思います。額をどうするかということと条例の問題がかなり密接に関わっているということになるだろうかと思います。

だから、条例で決めても、そのときそのときで額を変更して、その都度その都度という、条例で決めたことが有名無実化する、そういうことだろうと、私は判断しますけどね。

○山谷人事課長

会長よろしいでしょうか。事務局から御説明させていただきたいと思いますが、今回の諮問の趣旨は、あくまでも、118 万円が適正なのかどうかということにあるということで御理解いただいてよろしいと思います。

で、その議論は、その上限制も含めて、議論されないと結論としては出ないのかなと思っておりまして。例えばですけれども、70 万円の額が適正だと、今現在 77 万ですか、77 万円が適正だというふうに仮に結論づけたとしても、その上限制の見直しをしないままであれば、条例上は、結局、118 万円支給可能な訳ですから、そこを手を掛けないと、改正しない限りは、77 万円が支給されないということになって可能性としてはありますので、やはり、上限制とセットで、適正な額を議論していかないとならないんだらうなというふうに思っております。そういう意味で、諮問の趣旨としては、上限制も含めたうえでの上限額 118 万円のあり方について、ということで御理解いただければと思っております。

○三国谷委員

あと一点で、あとこれについて質問しませんので、きちんと答えて欲しいんですが、今、課長さんがおっしゃったことは、特別職給与条例というんですかね、略称すると、その第 3 条に書いている規定の変更を意味するようには思います。

第 3 条は、市長等の給料月額、別表一に掲げる額の範囲内で、市長が定める額とする。これがいわゆる上限制の根拠だと思います。これの是非について議論をするということは、審議会に与えられた権限の範囲内であるというふうに市では理解、そこまで、その特別職給与条例第 3 条の中身に踏み込むことまで諮問内容としているというふうに整理をしていて、条例上間違いはないということでもありますか。

○山谷人事課長

はい。

○三国谷委員

はい、わかりました。どうもすみませんでした。

○福士会長

市長・副市長の（給料の）額の見直し、上限制の廃止と。それから、もう一つは、議

員報酬の額についても、ごくシンプルで基本的なんですけど、見直しの必要性を皆さん感じますよね。当然感じますよね。では、それについても、そういうことで見直しをするということで、皆さんの御了解を得たということで、進めてまいりたいと思います。

それから、これから市長さんと副市長さんの額の見直しについて、今日、議論したいと思いますが、市議会（議員）の報酬の額については、次回以降にしたいと思いますので、その辺お含みいただいたうえで審議を進めていきたいと思っております。

それから、議論を進めるに当たって、議論の方向性、そういったものについて私なりに考えてみたんですけども、やっぱり前回の話を言ったときにも、あまりにも範囲が広いとか、漠然とし過ぎてるといふか、論点を絞りにくいということになりまして、できるだけ、論点を狭い意味で絞るってことじゃなくて、焦点を当てやすいということですね、社会情勢の変化とか、それから中核都市との比較とか、財政状況、自治省の通達・通知がありますよね、そういったものを踏まえたうえで、議論の方向性について、事前に事務局とちょっと打合せをしまして、資料をまとめるようお願いしておきました。

それを、事務局からお示ししていただきたいと思います。もちろん、これに縛られるということではなくて、おそらく皆さんが議論するに際して、要点といふか、抛り所として、かなりキーポイントになると思われるので、お聞きいただければと思います。

事務局お願い致します。

○山谷人事課長

はい。資料 26 を今配付させていただいております。

それでは、資料 26 の「論点整理 2」について御説明いたします。

まず、「適正な額」を議論するアプローチとしては、現在の条例上の額、あるいは決裁で定めている実際の支給額をベースにする方法と、いわゆるゼロベースで考える方法とがあると思います。従来、市長の給料月額、特別職報酬等審議会の議論を経て、主に、東北の県庁所在市の市長の給料を見ながら一般職の職員の給与改定の状況を反映させ定められてきましたけれども、平成 17 年に旧青森市と旧浪岡町との合併、それから、平成 18 年の中核市移行という自治体の規模・制度の転換があったときも市長の給料月額は改定されず現在に至っており、今では、平成 15 年以前とは社会情勢も違い、他の中核市の状況など様々な事情を考慮して額を決定する必要があるのではないかと考えております。したがって、現在の条例上の額や、それを基にした実際の支給額をベースにして議論をスタートするのでは、必ずしも「適正な額」を導くことができないのではないかと考えられますことから、やはり、従来の額との比較ではなく、できる限りゼロベースでアプローチしたいと考えております。

その上で、資料には、ただ今会長からお話がありましたとおり、「議論の方向性」として、市長・副市長の給料の「適正な額」を算出するための手法について、記載しております。

そのひとつ目は、既に資料 02-02 としてお配りしております昭和 43 年の自治省通知によりまして、審議会に提出することとされている資料を活用することでございます。

その資料は、前回の審議会で御説明申し上げましたように、①から④までの 4 種類がありまして、自治省通知ではこれらを参考にすることが要請されているところでございます。

(1) に記載しておりますとおり、このうち、④の一般職の職員の給与改定には、均衡の原則が働いておりまして、このことは前回の審議会において事務局から御説明申し上げましたが、民間給与や他自治体職員の給与との均衡がとられております。一般的に、他自治体の市長の給与は、もちろん特別職報酬等審議会の審議を経て、当該自治体の一般職の職員の給与の状況等が勘案されて決定されていると考えられますことから、青森市におきましても、類似団体の市長の給与の状況を勘案して決定することによって、結果として、間接的にはありますけれども、消費者物価や社会情勢、それらの影響を受けた民間給与、他自治体の市長の給与、一般職の給与改定の状況など、様々な諸事情を反映させることができるのではないかと考えられるところです。

更に、(2) に記載しておりますとおり、市長・副市長の職責は地方自治法によって定められ、自治体共通でございまして、自治体によって違うということはありません。また、その権限・職務内容も、中核市であればほぼ共通しておりますことから、他の中核市の市長等の給料を勘案することは、職責・権限・職務内容に見合った額という意味でも、理に適っているのではないかと考えられるところです。

※に記載しておりますとおり、市長・副市長の職責・権限・職務内容を基に、直接・個別具体的に青森市独自に額を算出することは、現実的には困難ではないか、すなわち何らかの方程式や公式のようなものがあるわけではありませんが、今、申し上げました(1)(2)のような考え方によって導き出せるのではないかと考えております。

では、単に他の中核市の市長等の給料を勘案することだけでよいのか、ということになりますが、その下の「2 財政規模、税収能力など青森市の財政状況に関する資料の活用」とある部分ですが、類似団体の市長の給料の状況を勘案するとしても、青森市の財政規模に応じた水準というものを考慮する必要があるのではないかと考えられます。したがって、その財政状況を示す資料をベースにした上で、類似団体、すなわち他の中核市との比較によって具体的な額を導く手法はないだろうか、というところです。

ここまで、会長の指示を受けて事務局において作成した資料について、御説明申し上げます。

○福士会長

どうでしょう。今、事務局のほうからあった、私なりの試案ではあるんですけども、方向性について、皆さん異議ございますか。何か御意見あれば。私もいろいろ考えまして、これ以外のことなかなか具体的に浮かんでこないんですよね。方程式とか公式があれば良いんですけども。

○敦賀委員

確認なんですけれども、例えば、一般職の職員の給与改定の状況ということで、民間の賃上げの率が例えば全国で 2.0 何とかですね、出ているんですけども、そういった

のが、いくらか反映されているということで。

○福士会長

そのまま反映されているとは限りませんよね。財政状況とか何とかそういうことで、みんな違うと思うんですけども、そういうことを照らし合わせながら、民間の、例えばその県のベースアップの中小企業ちょっとどれくらいだったか、そういったものを配慮してやらざるを得ないんじゃないでしょうか。かなりそれは精緻（せいち）に、それなりに調べてるはずですよ、他の中核市では。

○敦賀委員

それにもう一点ですが、財政状況を比較する、他の例えば中核都市の指標みたいなものはあるんですか。

○福士会長

後でデータでお示しできるかと思います。

○佐々木委員

各市の比較とありますけれども、各市の場合ですね、現実には給与改定しようとしているのは、青森市だけですか、中核市で。そういうふうな情報はどうなんですか。うちのほうでやってしまえば、他のところでもずっとやるとか、そういうふうな動きはどういうもんですか。

○福士会長

40 いくつあるうちで、それは多分、捉えてないと思います。

ただ、その必要に応じて、各都市でやってると思いますんでね。今のは、青森市ではずっとやってこなかったことを、今までの中核都市のそういった状況というものを間接的なながらも反映されてると思いますので、その辺も踏まえながら、という発想でございます。よろしゅうございますか。

○佐々木委員

いいです。

○三国谷委員

ちょっといいでしょうか。結局のところ、さっきの話ですと、現在の特別職の報酬等については適正ではないのでということで、次の段階に行くと、その話をしているわけですね。

そうすると、これから、適正ではないという際に、市のほうからは額は示されるんですか。私達のほうでわかっているのは、ここの資料の 06 とかにある条例上の額とそれから削減後の額 2 つはあるんだけど、市のほうでこういう額を考えていますが、皆さん

どうですかということではないんですか。市のほうからはそういう案は出てないんですか。

○福士会長

出てないでしょ。

○山谷人事課長

今回の諮問は、言ってみれば白紙の諮問です。事務局として、こういう額がとを考えて諮問しているわけではございませんので、委員の皆様に議論していただくということになります。ただ、この後、会長からの指示も受けて、会長試案として用意しているものはありますので、それは、議論の進行によってお示しできるものは用意しております。

○三国谷委員

審議会条例の第 3 条を見ると、改正上はね、条例を改正する際には、あらかじめ審議会の意見を聴かなければいけないという、書き方をしている、だから条例案の中に、現行の給料はこれこれです。今、118 万ですか。118 万でもいいんだけど、これこれをこういう額にしたいと市長は考えていますが、審議会の皆様どうでしょうかと聞くと。それが、審議会の役割だと、審議会条例に書いているので。

○福士会長

まず、市長さんが額を具体的に提示して、それについてどうのこうのということだということですか。

○三国谷委員

それは条例にそう書いてるので。審議会条例はそうです。第 3 条にそう書いてます。そうですよね。

今、課長さんが白紙委任みたいなもんですと言ったけれども、白紙委任の規定はないので、あくまでも額についてどうかということを諮問するんであって。今おっしゃるようなゼロベースというのは、条例上読めるのかどうか、大変危惧するところであります。

○山谷人事課長

条例の規定は、特別職報酬等審議会条例第 3 条の、前回お配りした資料の 01-01 にありますので見ていただければと思いますけれども、条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする、という規定ぶりでございます。要は、条例を議会に提出したいという意思があれば、その時点で審議会の意見を聴けばいいので、額を示してということまで、別に、条例上あるわけではございませんので、そこは何ら問題ないと考えております。

○三国谷委員

でも、第2条では、市長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議するため、2条では、額について審議すると規定しています。ところで、市長の諮問に応じた、その諮問の内容はどういうことですかというのは3条で規定しているわけでしょ。3条では、条例を提出しようと考えて、今、おっしゃったように、市長が条例を改正しよう。普通、条例改正しよう、具体的な書き物のことを意味すると思うんだけど、今の課長さんのお話だと、意思を持って、改正の意思を持った段階であらかじめ意見を聴き取るというときに、読み方としては、やはり額について審議するのではないのですか。

○山谷人事課長

額について、審議してもらうんですけれども、なので、諮問は、今の上限額 118 万円について適正でしょうかということで、諮問しているわけで、仮に結論として上限額 118 万円で全然問題ないですよという結論が出れば、それはそれで条例改正には至らない場合もありますし、118 万円上限額という今の上限の規定で、はたして良いのだろうか。もし、それが違うのであれば、条例改正するけれども、というような意思が働いた時点で諮問しても特に問題はないと考えております。

かと言って、市長側でこの額が良いと思っているのだけれどもというのが、仮に別になくても、結論として 118 万円現行の額で適正だということは有り得るわけですので。

○木村委員

なんかの表（資料）があって、東北6県ですかね、そこに2件、上限額（で規定）と出てましたよね。青森市とどこか（盛岡市）。上限額 118 万円を残して審議するのか、上限額をなくして審議するのか。その辺を決めなければ、（例えば）僕は 120 万円で良いと思ってても、上限額を突破しますね。

○福土会長

先ほど皆さんに、上限制の問題についてお聞きしたのは、額の見直しと上限制の廃止、この2つを皆さんに意見をお伺いして、それでよろしいということで、私は理解しているんですけれども。よろしいですか。

○木村委員

はい。

○松宮委員

課長のお話については、私、そうだろうというふうに思いますが。最初、前段ですね、ゼロベースでの議論というのございましたね。これ実は、非常に私自身が、大切なことだなと思っておりまして。これは、今日やらない、議員の問題と絡みますけれども、どうも新聞見たり、ここ2年くらいでみると、削減が何ぼだとか、何ぼだとか、こういう数字が先走ってですね。そうではなくて、本来いくらだったら良いのさと、ちゃんと

してですよ。議員は 63 万円、市長は 118 万円をちゃらにして、いろんなことを考えてみた場合にね、本来、いくらが良いのか。結果的にそれが 10%になろうが 20%になろうが。でも理屈として、今考えられる中では、このくらいの金額が妥当なんじゃないか、こういう理由で、ということを整理できれば、この審議会としては良いのかなと、私は理解しております。

○福士会長

はい、私も似たような（理解です）。よろしゅうございますか。

では、今の方向性でもって議論を進めるとしてですね。事務局に対しては大変申し訳ないことをしたんですけれども。ちょっと手数を掛け過ぎまして。さっきの財政と中核都市の比較で、額の落としどころみたいなものを見い出せないかということで、納得性のある資料を出して欲しいということでお願いしたんですけれども。

それについてですね、事務局のほうから、多分、皆さんもある程度納得していただけたと思いますけれども、私も、なるほどそうかなと。財政と中核都市の比較ということでそれを算出してもらいましたので。事務局には大変申し訳なくて、いろんなことで資料作成を押し付けて。では、事務局のほうからお願いします。

○山谷人事課長

それでは事務局から、今、お配りしました資料 27-01 と 27-02 について御説明致します。

まず、資料 27-01「財政状況に関する各種データの類似団体比較及び正規分布曲線を用いた市長の給料月額的位置付け（会長試案）」という資料について御説明申し上げます。

まず、財政状況に関する各種データと致しましては、自治体のいわゆる財政力、これを示すものとして、（1）財政力指数、（2）基準財政収入額、（3）基準財政規模を用いることとしまして、更に、財政構造の弾力性を示すものとして、（4）経常収支比率、（5）実質公債費比率、（6）将来負担比率を用いることと致しました。それぞれのデータの持つ意味は、また後ほど触れますけれども、資料に記載のとおりでございます。

また、これらのデータを他の中核市と比較するとき、単純な数値の比較だけでは、他市よりも「高い」・「低い」ですとか、順位は何番目というのはわかりますが、平均とどれくらい乖離しているかなどが分かりにくいのではないかと考え、標準偏差を算出し、正規分布曲線を用いて分布のばらつきを表すこととしてみました。

2 ページ目を御覧ください。

43 中核市の、平成 24 年度のデータでございまして、財政力指数を表の左側に、基準財政収入額を真ん中に、基準財政規模を右側に、それぞれ記載しております。

まず、財政力指数ですけれども、この指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いということになり、これが 1 を超える自治体は普通地方交付税の交付を受けないことになります。交付税と言いますのは、全ての地方公共団体が一定の行政水準を維持できるように国から交付されるお金というように御理解いただければと思います。財政力指数が 1 を超えればいわば財政に余裕があるということでその交付税は交付されない

ということです。

中核市の中では愛知県の豊田市が、番号で言えば 21 番ですけれども、愛知県の豊田市が 1.113 で 1 位、平均は表の下の方にありますとおり 0.758、青森市は、番号で言うと 3 番ですけれども、青森市は 0.526 で 43 市中 41 位となっております。

次に、表の真ん中の基準財政収入額ですが、これは、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額でございます。これも、高ければそれだけ財政力が高いと言えるわけですが、青森市は 43 市中 41 位となっております。

次に、表の右側の標準財政規模ですが、これは、地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標でございます。これは、数値が大きければそれだけ都市の規模も大きいというイメージをしていただければと思いますけれども、青森市は 43 市中 34 位となっております。

次に、3 ページ目を御覧ください。

財政構造の弾力性を示す指数ですが、まず、表の左側の経常収支比率は、市税や地方交付税など使い道が自由な一般財源に対する、人件費など必ず支出しなければならない経費の割合のことで、100%に近いほど財政にゆとりがないことになり、80%までが適正とされております。青森市は 89.6%で、適正とされる値を超えておりますが、中核市の中では 43 市中 17 位となっております。

表の真ん中の実質公債費比率ですが、これは、地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、数値が大きければそれだけ財政構造の弾力性が低いということになりますが、青森市は 43 市中 38 位となっております。

表の右側の将来負担比率ですが、これも、数値が大きければそれだけ財政構造の弾力性が低いということになりますが、青森市は 43 市中 38 位となっております。

次の 4 ページ目を御覧ください。

中核市 43 市の財政力指数を正規分布曲線で表したものでございます。グラフの中心にある μ が平均値で、0.758 となっております。青森市は、黄色いマーカーで色を塗ったところに位置しております。

改めて誤解のないように申し上げますが、このグラフで表したものは、あくまでも中核市の中で比較したときに、青森市がどの位置に分布しているか、ということであって、仮にその中で「低い」「悪い」という結果であったとしても、それが直ちに青森市の財政状況が「悪い」という意味にはなりませんので、その点、予め御承知おきいただければと思います。

財政力指数に話を戻しますと、青森市の財政力指数 0.526 は、中核市の平均値の 0.758 よりも小さいので、平均よりも「低い」「悪い」とは言えますが、ではどの程度「低い」のか、すなわちどの程度平均から離れたところにあるのかということ、先ほどの 2 ページの表を見ただけでは、なかなか判断できないと思われます。このとき、データのばらつきを表す標準偏差 σ を用いてこの 4 ページの正規分布曲線で表しますと、データは、 $\mu \pm \sigma$ の範囲に約 68%が、 $\mu \pm 2\sigma$ の範囲に約 95%が含まれることになります。したがって

まして、ごく簡単に言いますと、一般的には、たとえ平均より下回った数値だとしても、 $\mu - \sigma$ の範囲であれば、「普通」の水準だと言えるものであり、 $\mu - \sigma$ と $\mu - 2\sigma$ の範囲であれば「低い」水準、 $\mu - 2\sigma$ 以下であれば「非常に低い」水準であると言えます。青森市の財政力指数 0.526 は、 $\mu - \sigma$ と $\mu - 2\sigma$ の範囲ですので、あくまでも中核市の中での比較という意味において、「低い」水準にあると言えます。偏差値で言いますと、平均 50 のところ、青森市は 34 となっております。

次の 5 ページ目を御覧ください。

グラフの見方・考え方は同様です。これは基準財政収入額の正規分布曲線ですが、青森市は、 $\mu - \sigma$ と $\mu - 2\sigma$ の範囲ですので、これも中核市の中では「低い」水準にあると言えます。偏差値で言いますと、平均 50 のところ、青森市は 35 となっております。

次の 6 ページ目を御覧ください。

標準財政規模の正規分布曲線ですが、青森市は、平均を下回ってはいるものの、 $\mu - \sigma$ の範囲にあり、比較的「小さい」水準に近いところにはありますが、都市の規模の水準としては、中核市の中では「普通」であると言えます。偏差値で言いますと、平均 50 のところ、青森市は 41 となっております。

次の 7 ページ目を御覧ください。

経常収支比率の正規分布曲線ですが、経常収支比率は数値が大きいほど、つまり 100%に近いほど財政にゆとりがないということになりますので、グラフの左右を反転して、グラフの左側を大きい数値とし、他のグラフと同じように中心から左側へ行くほど、財政にゆとりがない、いわば「悪い」ことを表すようにしております。青森市は、89.6%で、適正とされる 80%を超えておりますので、財政にゆとりがあるとまでは言えないんですが、中核市の中だけで比較いたしますと平均を下回っており、 $\mu - \sigma$ の範囲で、水準としては、中核市の中では「普通」であると言えます。念のため、もう一度申し上げますけれども、中核市の中では普通でも数値そのものが示す意味としては、決して財政的にゆとりがあるわけではない、いわば硬直化が見られるということになりますので、そのように御理解いただければと思います。

次の 8 ページ目を御覧ください。

実質公債費比率の正規分布曲線ですが、実質公債費比率も経常収支比率と同様に数値が大きいほど財政構造の弾力性が低いということになりますので、グラフの左右を反転して、グラフの左側を大きい数値とし、中心から左側へ行くほど弾力性が低い、いわば「悪い」ことを表すようにしております。青森市は、 $\mu + \sigma$ と $\mu + 2\sigma$ の範囲にあり、中核市の中では「悪い」水準にあると言えます。

次の 9 ページ目を御覧ください。

将来負担比率の正規分布曲線ですが、将来負担比率も経常収支比率や実質公債費比率と同様に、数値が大きいほど財政構造の弾力性が低いということになりますので、グラフの左側を大きい数値とし、中心から左側へ行くほど「悪い」ことを表すようにしております。青森市は、 $\mu + \sigma$ と $\mu + 2\sigma$ の範囲にあり、中核市の中では「悪い」水準にあると言えます。

このように 6 種類の指数を見ますと、財政力、財政構造の弾力性いずれも、あくまでも中核市の中ではという限定ではございますが、青森市の場合は概ね $\mu - \sigma$ と $\mu - 2\sigma$ の範囲にある、若しくはそれに近い水準にある、と言えるのではないかと考えられるところです。

そこで、次の 10 ページ目を御覧ください。

これは、同じく中核市 43 市の、市長の給料月額を正規分布曲線で表したものでございます。平均 μ は 1,094,605 円で、青森市の現在の条例上の上限額 1,180,000 円は、黄色のマーカーで塗っている部分ですが、 $\mu + \sigma$ と $\mu + 2\sigma$ の範囲にあり、これはすなわち中核市の中では「高額な水準」であると言えます。

ここで、議論の叩き台としてのひとつの案は、この正規分布曲線を基に給料の水準を考えたときに、先ほど見た財政力や財政構造の弾力性の指数では、青森市は概ね $\mu - \sigma$ と $\mu - 2\sigma$ の範囲にありましたことから、市長の給料の水準もそれらと同様の水準であるべきではないかと仮定する、というものでございます。そうすると、その水準は、オレンジのマーカーで塗っている部分ですが、概ね 1,000,000 円程度に決定されることになります。仮に厳しい目で見ても -2σ だと決めれば、オレンジのマーカーで塗っている部分の左側の縦線がある部分ですけれども、概ね 980,000 円程度に決定されることになります。

したがって、市長の給料月額につきましては、1,000,000 円程度というのが、議論の叩き台としての会長試案ということでございます。

次に、資料 27-02 について御説明申し上げ、副市長の給料月額の試案をお示し致します。

資料 27-02 の 1 ページ目は、市長・副市長の給料月額の比率について示したものでございます。

市長・副市長の給料月額の差は、その職責の違いによるものと考えられるわけですが、そうであれば、その比率は、いつの時代も概ね同じような数値になるのではないかと考えられるところです。実際に、過去の市長・副市長の給与改定が行われたときの数値を基にその比率を算出致しましたところ、平成 4 年時点では、副市長は市長の 78.5%、平成 6 年以降は、78.8% で変わらず推移してきたことがわかります。

2 ページ目を御覧ください。

これは、中核市 43 市の、市長の給料月額を 100 としたときの副市長の給料月額の割合を示したのですが、平均 81.8% であり、青森市の比率もほぼそれに近いものであることがわかりました。

そうであれば、青森市のこれまでの比率である 78.8% という数値をそのまま採用してもよいのではないかと考えられ、先ほど、市長の給料月額の試案をお示し致しましたが、仮に市長の給料月額を 1,000,000 円とすれば、副市長の給料月額はその 78.8% で 788,000 円、市長の給料月額を仮に 980,000 円とすれば、副市長の給料月額はその 78.8% で 773,000 円と決定するのが、議論の叩き台としての会長試案ということでございます。

以上でございます。

○福士会長

財政と中核市の市長の給料の関連性というのを調べて欲しいということで、事務局にいろいろお手数をかけたんですが、結果的には、何かぴったりあった数値が出てきて非常にラッキーだったと。大幅に違うと、今度何を尺度にして算出すればよいかわからないということになりましてですね。財政力指数とかそういうことからしても、これまでの質疑はともかくとして、100万円くらいが一番市民にとってわかりやすい線かなということで私は考えまして、それから一つはこれまでの副市長との乖離幅というものの関係を数値的に出していただきまして、十分満たしていただきました。これを基に皆さんに御意見をお伺いしたいと思うんですけれども。

○三国谷委員

どうもさっきから反抗的な言い方をしているようで申し訳ありませんが、論理的に考えて、こういうふうに数字をきちんと分析をして、さっき言ったように絶対値ではなく、相対的な比較をするような立場に立ってこうやると、昔懐かしい偏差値まで出てきてそうなんだろうかと、極めて論理的な結論なんだと思いますけれども。ところで、先程から言ってますように、結局こういうふうな資料、方向性が悪いと言ってるんじゃないんですけれども、私たちが、例えばこの審議会の委員が、積極的に何日も何日もこういう議論をし、資料を集めてこういう結論になったんだったらそれは大変すばらしいことだと思うけれども、そもそも、そういうことは審議会には想定されていないことであって、結局こういうふうに論理的に誰が考えても落ち着くであろう額というのは、もともと市長側がこういうふうに出して、だからこの額でどうですか、というのが本来だと思いますよ。そうすると、私たちが何か事務局に大変お世話になってますとか御苦勞かけてますじゃなくて、もともとこれが彼らの仕事であって、だから、市長さんの意向を受けて、結果的にただそれを承認するだけという形になりますと、論理的にそうなる。

だから、くどいようなんですけれども、意見だけですけれども、これはやっぱり本来的にはこういう額を市長さんのほうで出して、資料を出して、私たちはこういうふうな額で考えましたが、審議会の委員の皆さん、どうでしょうかというと、確かに論理的でいいよねっていうふうに納得するんだったらいい。よって市長が出してきた額を承認しますとなればいいけど、なんか、私たちは責任を、データとなる数字を私は見たことがないし、嘘つくことはないと思うけれど、なんかそういうふうに公平であるべき審議会を隠れ蓑にでもするような感じで、なんか抵抗がありますね。ただの意見としてすいません。ただ、論理的な結論について、なんら抵抗するものではありませんが。

○福士会長

では、参考意見としてお聞きしておきます。

あと、何かありますか。

○鎌田委員

先程からのお話を聞いていると、上限額はそのままにするかどうかということが一つ

と…。

○福士会長

上限額については、さっき廃止するということで。これはもし（額が）決まったとしても、上限額は設けません。市長の額は、この金額だということでやります。

○鎌田委員

わかりました。

こちらの資料を見ていて思ったことなんですけれども、これまでは上限額があって、それから随時、削減、削減、削減できてるんですけれども、その削減の割合というのが結構、資料の 06 とかを見ると、削減の幅というのが結構むらがあるように思えたんです。これまでは上限額があって、平成 16 年から削減がされてきているわけなんですけれども、削減の幅というのが、最初は 10% 引かれて、次が 20%、次が 23%、今になって 35% になっているんですが、こういったのも全部やっぱり財政状況を踏まえてのことだったんでしょうか。

○山谷人事課長

この、いずれもその当時の決裁文書を確認しておりますけれども、いずれも理由は財政的な理由ということです。

○鎌田委員

わかりました。

○三国谷委員

これを見て、今の鎌田委員のお話の 06 の資料では、平成 26 年 4 月 1 日、この 35% 削減したのはいつですか。

平成 26 年の 4 月 1 日ですか。35% カットしたのは。

○田村人事課主幹

平成 25 年の 7 月 1 日からです。

○三国谷委員

平成 25 年 7 月 1 日であれば、皆さんがいるときに削減したわけでしょ。過去のことだとよくわからないってよく言うけれども。皆さんがいる時に削減したんだから、ただの財政事情って言うけれども具体的にどういう事情で 35% に。財政事情って言うけれども財政事情プラス例えばこれが正しい額だと評価したのかもわからないし。過去のこととはわからない、でも、たかだかまだ一年前の話だから、どういう理由で 35% にしたのかちゃんとやったほうがいいんじゃないんですか。財政事情というのは具体的にどういう財政事情だったのか。もっともそれが、本審議と関係ないって言うんだったら、また別で

しょうけれども。

書いてましたじゃなく、皆さんが起案したんでしょうから。

○山谷人事課長

平成 25 年の 7 月 1 日の削減措置については、削減理由はあくまでも本市の厳しい財政状況に対応するためということでございます。

確か、その、確かで申し訳ありませんけれども、市長の選挙の際のマニフェストで、市長の給料を削減すると、35%削減するということをうたっていたというのがあったかと思います。

○田村人事課主幹

ちょっと、補足なんですが、マニフェストでは、その当時 23%削減していた給料をそれを更に 15%削減するというふうになっておりまして、それを一つにしますと約 35%という数字になっています。

○三国谷委員

そうすると、先ほど市長さんにおかれましては、特別職給与条例を改正しようというふうな、改正しようとしている。だから、これ（審議会）にかけたということで。例えば、そうすると、条例の委任を受けて、市長さんが適正に定めた 77 万 1 千円ではあるけれども、市長さんはその額を改正したい、する方がいいだろうと考えているわけですか。

○山谷人事課長

先ほどより申し上げておりますけれども、条例上の上限額を定めている 118 万円、上限額であるということも含めて、上限額が 118 万円であることが適正かどうかということで。実際に財政的な効果を求めて、例えば、70 万円にするとか 50 万円にするとかそういうことは、それは臨時的あるいは特例的な措置ということで、それを市長がやるかどうかはまた別の話というふうに考えております。

○木村委員

首長の報酬というのは、相当政治的な動きがあるわけですよ。例えば名古屋市長ね、ドーンと半額にしてしまおうとかね。そういうことがあるので、ここでも最初 10%から、20、そして今 30 いくつまでいってしまっている。だから、こういうその極端な額を下げ、それは本人の意思で下げたのかもしれない。政治的な要素があったのかもしれない。しかし、そういうことをもう一回ここで、ちゃんとさらにして考えてみましょうよということでしょ。

○福士会長

私も今感じたのは、条例にきちっと載ってね、上限制じゃなくて、首長の給料はいくらにしようとしたら、その時々政治的な判断で減らしたりということを、特別な

事情がある場合はともかく、それをやめさせるべきだと思うんです。それで、政治家としての人気取りをどうのこうのとかは、やはり条例とかルールに反しますから、そういうことはみだりにやってはだめだということですね。仮に特別に何かやらざるを得ないとしても、それは条例の中で、附則か何かでやるとかですね。それから、審議会を定期的にやっていれば、その下げたものが妥当性があるかどうかという事で、もう一回審議して本来の姿に戻すとかね。私はそうあるべきだと思ってるんです。

あまり、政治家として媚を売るなど、言い方は悪いですけど。

○木村委員

その通りですよ。

例えば、私は給料半分でいいとか、そういうことをやっている（ところがある）わけでしょ。そういうことがないように、ちゃんと審議会で決めて、これぐらいが妥当であると、そのための資料でしょ、ここに出てきたのはね。判断するための。だから、この資料によって 118 万円を超える場合だってあるわけで。今はちょうどいいという話が出たけれどもね。

○福士会長

ですから、例えば、仮に 100 万円なら 100 万円と決めて、私は 70 万円でいいって言ったら、それはできませんと、こう言えばいいんです。

○木村委員

何のための審議会なんだ、ということでしょう。

○福士会長

そういうことでだめですか。発言が不穏当だったですか。もし不穏当であればカットして。

○木村委員

いや、不穏当じゃないですよ。首長の報酬というのは、議員報酬とはまた違いますけど、首長の報酬というのは人気取りのために使ったりなんかするわけですから、そのところを審議会がぴしっと抑えていかないとだめだということなんですよ。

○福士会長

あるいは、市長さん公約違反ですみませんけれどマイナス・・・となるかもしれない。それはこちらは関係ないですけど。

どうでしょう。その 100 万円と、先ほどの副市長の額 78.8%ですか、みなさんどうでしょう、よろしゅうございますか。

○敦賀委員

今の説明で、グラフとか難しいんですけど、これどういう形で一般の市民の方に説明するのかなと思って。もちろん議会に提案するんでしょうけども。こういう資料だけだとなかなか理解してもらえないと思うんですけど、どういうふうな形で説明するのかちょっと疑問に思ったもんですから。この辺どうなんですかね。もうちょっとやわらかくこの辺を反映したもので…。

○福士会長

財政の全部を導入するとしたらわかりませんから、代表的な指数とね、全国の動向、中核市と合わせて、こういうふうなところに落ち着きましたので、審議会としては妥当な線としてこれを出したということを、それは、事務局が記者説明かなんかしていくらでも説得力をもって市民に伝えさせることができますでしょ。

○木村委員

例えば、中核都市の中で何位だとか、そういうもの出てるわけでしょ。それと青森市の財政状況がどうであるかということももうわかっているわけですよ。そういうことを全部加味して出てきたのがこの額ですよということでしょ。そこのところを説明すればいい。

○福士会長

そうですね、まずそれをやってですね、よく理解できない人にはもう少しだけたような何か…。

○嶋口総務部長

そこは、このとおりそのまま市民向けにグラフを出してもわからないと思いますので、そこは工夫してですね、ただ背景としてはこういう検討の課程を経てこういう結論に至ったというところはわかりやすく説明したいと思います。

○福士会長

市民の方は、市長が今いくらもらっているかということはわかっているんですか。

○木村委員

それは広報に出てるんでないですか。

○嶋口総務部長

ただ、広報を 1 回見逃すともうわからないわけで、例えばホームページで市の例規集にたどり着いて条例を見ても、その額とは違うという現状になっておりますので、やはり、例規を見てそれでわかるという形のほうが、市民にとってはわかりやすいのではないかと思います。

○鎌田委員

広報を見逃してしまうと、あとはインターネットということになるんでしょうけれども、実は昨日インターネットを調べていたら、日本地域番付というのがありまして、その中に、青森県内でも、ちょっと資料は古いんですが2013年度の市長さんと副市長さんの給与の番付が載っているんです。もし興味がある人はこういうものを調べたりするんでしょうけど、こういうものだけでしたら、なぜこの額になるのかということとはわかりませんよね。そういうことから行政と市民の感情とのすれ違いみたいなものがあるんじゃないかと思いました。

○松宮委員

会長から100万円の試案が出されて、なるほどなと思いましたが、実は、今日、市長、副市長の給料をやるに当たって、私なりに考えてきたものがありまして、ひとつの意見として。諸々考えますと、私自身はですね、この資料を見るまでは、95万円がいいのではないかと考えておりました。それは、ひとつは、今、中核市の中で一番最低のところ、95万5千円というところがあるんですが、強い財政についてずっとこのところ言ってきたというのもあります。それは政治パフォーマンスだと言われればそれまでですが。それともうひとつ、青森市自体が、前にいただいた資料を見ますと、これまで長い間減額してきた94万4千円でずっと推移してきたということもありますので、それから、柏市が今95万5千円で一番最低（の額）。強い財政を示すということであれば、一番最低になりますけれどもね、95万円というのと、さっき言ったずっと平成18年から94万4千円で推移してきたという実態から、95万円がいいのかなと思ってきたんですが。ただこれはこだわりませんけれども。

○木村委員

ちょっと教えてください。佐々木前市長と今の市長が交代したのは何年でしたか。

○山谷人事課長

平成21年です。

○福士会長

5年前ですね。

○木村委員

なぜそんなことを聞くかというと、これは、あまりいいことでないかもしれないけれど、佐々木（前）市長というのは資産家市長であったということなんです。だから給料なんてどうでもいいやという感じであったかもしれないけれども、今の鹿内市長はサラリーマン上がりですよ。財産も資産もない。それでも財政が苦しいからといって詰めて、人気取りだったかもしれないけれども、こうして詰めてきた。それをもう1回ね、苦しい生活をさせる市長でなくて、ちゃんと一定のルールに戻してやる必要があるの

はないか。市長自身が上げてくれとは言えないですよ。だから、審議会ではいろんな事情を勘案した結果、100 万円なら 100 万円になったということで出していけばいいと思うんですよ。

○三国谷委員

さっきとは違ってまるっきり事務的な話で。このやり方っていうのは、どこでもやっているやつなんですか。青森市オリジナルですか、資料 27-01 で、偏差値出してずっとやってきたやり方。何も知らないもので、もしこれが大変論理的なものだとすれば、全国みんなこうすればいいと思うし、それぞれ毎年今度は他の市がやるときは青森市のデータで使えば…。

○福士会長

ちょっとよろしいですか。たまたまですね、課長さんかその配下の方かわかりませんが、こういうふうな統計に通じてらっしゃったということだろうと思うんですよ。私がお願いしたときは、最初からこの方法で出てくるとは思わなかった、もっとシンプルな形で出てくるといったん思っただけですけども、そしたらこうして分析していただいて、たまたま合わせていったら落ちるところに落ち着いたっていうことで、これからそれをずっとやるとか、それを他のところでやるとか、私は全く頭にありません。基本的には今青森市でやった手法だというふうに伺っています。

○三国谷委員

市の職員は、全国照会するけれども、他の市もこういうやり方でやってるんですか。

○福士会長

やってるかもしれませんね。

○山谷人事課長

他の市のやり方は正直全くわかりません。

○福士会長

ただこういう財政力指数とか公債費比率などは財政のデータとして皆さん作ってやっていると思いますけれども、こういう活用の仕方をしてるかどうかはわからないんじゃないですか。

○三国谷委員

大変悲しいことに意味がよくわからなくて、これが論理的な結論だというものであれば、それがおかしいという人はこの世の中にいろいろはずがないし、ただ、統計に通じた方々が見てこれは絶対間違いないというのであれば、私も諸手を上げて賛成です。

○石田委員

まず、議論の方向性の中で、今示した手法が青森方法なのかとか、たぶん（資料の）上のほうは多分どこでも参考にしてやっていることだろうと思うんですが、その他のところ、今やっていただいた統計なども含めて、ひとつこういう形で議論しましょうと、これがベースで我々本当は共有しなければならないはずですよ。こういう方法論で検討しましたと、今、多分皆さんそういう理解をしていただいているんだろうと思うんだけど、そこは確認していただきたいということと、それと、ひとつ単純に思うのは、少なくとも市長は選挙で就任している方だから、そうした場合に、例えばマニフェストとかはどのように加減されるんだろう。これは高い安いとかは別としてですよ。例えば我々が 100 万円という数字を出したとしても、この数字の動きってというのは結局どうなるんだったっけ。市長がこの諮問（答申）を受けて、議会に諮るということになるんですか。はい。

○木村委員

そして議会にあげると、マニフェスト違反じゃないかとなる。

○石田委員

だからね、特に、今の市長さんの場合はそういうマニフェストを出しているわけだから、そのこのところの兼ね合いも今ひとつちょっと。

○福士会長

それともうひとつ問題がある、マニフェストはもちろんあるんだけど。彼はそうかもしれないけれども、市長になった人達はそうでない人もいっぱいいる。で、条例に定めた給料ということでもね。そういったことも重んじないとだめだろうと。マニフェスト云々というほうがむしろおかしいと思うんです。

○石田委員

おかしいかどうかはね・・・。

○福士会長

だから市長に就任するのであれば、市長としての就業規則に従ってもらわなければならないと思うんです。就業規則という言い方はおかしいけれど、市長のやるべきこととか義務とかルールとかあるんだろうと思うんですが、マニフェストがどうであろうと基本的にきちんとやってもらわないといけないと思うんですよ。違いますか。

○石田委員

それはそうです。

○佐々木委員

理屈としてはそうなんですね。

○福士会長

本来のあり方としてはそうだろうということで、私は申し上げているんですね。

○佐々木委員

私の役所経験からいってですね、おそらくこういう答申を受けた場合に、すんなりそのまま出す場合と、市長の判断で、確かにそういう規定はありますよと、もうひとつ二項としてですね、ただし何年までの間は私の給料はいくらにすると。いわゆる決裁ではなく条例の形で附則とかを付けて出す方法はあるんじゃないかと、そういう方法も技術的には可能じゃないかと思います。だから、その辺の部分についてはここではそういう形でいかざるを得ないのではないかと思います。

あくまでも、先ほどお話された 100 万円から 90 何万ですか。あの数字、理論的には見た感じではすばらしい理論ですので、なかなか反論できなくて、早めに決まったような形ですけども、そこはあくまでも私たちの中で、今、石田さんが話されたように全員の共通的な考え方で、この中で統計学に優れているのは先生（福士会長）が一番だと思いますけれど、皆さんが一番いい数字の出し方ではないかと、そういうことを共有してもらえればいいんじゃないかと思いますね。

○石田委員

まずはね。

○福士会長

市側の裁断にまかせるしかないですよ。

○佐々木委員

答申したもののについては、あくまでも条例化していただきたいと、そういうふうな形で出せばいいんじゃないでしょうか。

○福士会長

それをやらないようだったら、我々審議委員を降りますとかね。

○木村委員

市民感情としては、市長とか副市長とか議員とか、給料や報酬が安ければ安いほどいいわけですよ。じゃあ市民がそういうことを要望しているからといって、それに任せていけばどんどん下がっていく。

そうすると、市長の給料は低い議員の報酬は低いとあれば、まともな市長が出てこない、まともな議員が出てこない。それと、まともな青森市が運営されないということ

になる。だからちゃんとやってもらうために、報酬はしっかり出しますよということではないとだめだと思います。だからこの審議会であって、市民が要望しているからといってそれにどんどん乗っかって安くやればいいというものではないと思います。

○鎌田委員

私もそう思います。やはり、市長さん、副市長さんというのは、特別職というだけあって、公務員でありながら自営業的な性格というのがありますし、ある意味人気商売ですから、ということもありますし、ただ安くやればいいということはないと思います。それから、実は、私がこの委員をやると言ったとき、私の父は90歳を超えているんですけども、上に立つ人の給料というのは、あまり財政がどうこうで安くしていくと、市民は喜ぶかもしれないけれども、本人は自分の生活の他に活動、つきあいというものがありますので、そうすると悪い方に傾いていくのではないかと昔から政治家というのはそういうものだという見方も言っていました。参考までに。本当に市民感情です。

○三国谷委員

さっきのグラフですけれども、グラフの結論として、10枚目のこの試案というのは、私大変まづいことにわからないところがあるんですが、このグラフを見た結論として10枚目の100万円が理屈上出てくるわけですか。どういう理屈なんですかね。

○山谷人事課長

理屈といいますか、正規分布の曲線でデータの分布を表しておりますので、いろいろな財政関係のデータを見ますと、青森市が中核市の中のどの辺に位置付けられているかというところを示していると。結局、 -1σ と -2σ の、要は、意味合いとしてはいい悪いで言いますと、そんないいほうではなくて悪いほうの部類、そこに分布されていると。ですから、給料月額グラフを見たときに、青森市も財政のデータの分布と同じようにグラフでいうと左側のほうに位置付けるとどうだろうかという意味合いなんです。

○三国谷委員

試案のこの線を、右に持っていても左に持っていても、5万円か10万円くらいの誤差が生じて、それは許容範囲になるんですか。理屈上ビタッとここに収まっているもんなんですか。

○山谷人事課長

理屈上ビタッと収まっているわけではないんです。

○三国谷委員

大変論理的にビシッと決まりそうだけれども、ここでビシッと何が決まっているんですか。例えば、100万円プラスマイナス5万円っていうふうにビシッと決まるのか、100万円プラスマイナス10万円でビシッと決まるのか。私達はこれで解任されるんですけれ

どもね、一旦はね。今度審議会やるとしても、一応検証ぐらいの意味であって、数学的論理性によってビシッと決まるのであれば、誰がやってもビシッと決まるわけですね。だから、市長等の、議員は別ですが、市長等三役の給料はこれでビシッと決まっていくことになって極めて大事だと思うので、その辺、私は何も知らない市民のひとりでありますので、この表からビシッとどここの範囲まで決まるのか。ピタッと 100 万円で決まらないにしても、ビシッとどこまで決まるのか。

○福士会長

これは幅がありますよ。

○三国谷委員

100 万円から 10 万円の誤差でビシッと決まるとか。

○山谷人事課長

あくまでも 98 万円から 103 万円の間です。

○今委員

間にした方が、幅でとらえた方がいいような気がします。

○山谷人事課長

例えば 4 ページ目の財政力指数のグラフを御覧いただきますと、青森市はどこに位置しているかというと、 -1σ と -2σ の間に位置しています。ですので、その位置、分布を 10 ページの給料月額グラフのところに置くと、青森市の位置付けとしては、 -1σ と -2σ の間のまさにオレンジのマーカーを引いたあたりですね、という意味合いなんです。

○三国谷委員

これが、役所みたいですが、仕様書みたいになって、今は表で表しましたけれども、決定の仕方、市長の給料決定方式ということで、こういうそれぞれの指数を出して、重ねると、今のようになんかとなんかの間だと、そう取るんだというふうに仕様書ができれば、今度はあまり悩まなくても、代入する数値を間違わなければ、あるいは間違いがないのかを検証すればいいことになって、大変科学的で、今まで賃金の決定とかいろんな決定で、こういう科学的な手法って初めて見まして、これはふざけているのではなくて大変感動しておりまして、そうするといろんな恣意的なものが入る余地がなくて大変すばらしいかと思います。ただそれに当たっても、さっき市民ってみんな言ってますけれど、市民に迎合するのではなくて説明責任として、こういうふうにとぶんみんなすばらしいと、ビシッとどこで決まったんだろうと誰でも気になるもんで聞いたのであって。仕様書として書くときに。

○福士会長

今前向きな評価をいただいて大変ありがたいんですけども、でもこれね、たまたま重なったっていう部分もあると思うんですよ。100万円という額が違和感を感じない額だから良かったと思うんですよ。それが例えばここで130万円とかあるいは70万円とかそういう数字が出てきたらどうしますか、これは極論ですけどもね。ところが、妥当なところに重なったなと思って、私実はほっとしたんですよ、これを見て。だからこれを使っていつもマークがここに落ちるかどうかはわからない。それでもそれなりの説得力、納得性はあって、おっしゃったとおりなんだけれども、うまい金額がここに重なって出てきたということは、論拠を示す上でも非常にラッキーだったなということです。わかりますよね、木村先生。だから、いつもこの手法が通じるとは限らないと思います。

○木村委員

首長の報酬の出し方というのは、いろんなところでいろんな方式があるわけですよ。一番極端なのは、会津若松方式というのがあって、市長の給料がいくらで、議員は何日出るからいくらでと計算した例もあるわけです。まあ、いろいろあるけれども、それでも今回こういう形で出してみても、たまたま市長の給料は下げ過ぎだなということは僕らは感じていましたよ、35%とか。これは先ほども言ったようにいろんな財政事情ということから下げていって、しかもひとつの人気取りのような感じでやってきている。それではだめだから、ここでなんらか出して、これだと。それでも市長は、マニフェストで私は約束しているから私の任期中はマニフェストを守っていくというのであればそれはそれでいいでしょう。しかし、その次に当選した人は100万円だよということです。何も今の市長だけの審議じゃないわけだから。ということで線を出したところでしょうか。

○福士会長

ありがとうございました。それではそういうことでよろしゅうございますか。(市長は)100万円と。そしてそれに準じた副市長さんの額ということでよろしゅうございますか。

○三国谷委員

これを見ると理屈上ビシッと出てくるのではなく、私も木村先生がおっしゃるように、青森市長が弘前市や八戸市(の市長)より給料安かったり、県庁の副知事より安かったりするのめっちゃくちゃだと思いますよ。118万円がいいのかどうかはわからないけれども、物事には相場があって、相場と金額による位ですよ、安ければ安いと見られるので、そこそこというのはすごく大事だと思っていますので、何も77万1千円が正しいことだとは全然思いません。その点に関しては木村先生がおっしゃることは全く私正しいことだと思っています。ただ、さっき誤解したのは、論理的理屈的にビシッと決まったものだと思っていたけれど、そうではなく、なんか値頃感があって、118万円という現状がひとつとか様々な値頃感があって、いくらかよくわからないけど、これがちょうど出たもんで、ちょうどモヤモヤが晴れたというような意味なんですか。必ず根拠を示さなければならぬので。

○福士会長

例えば、例としては、100 万円という線で我々いいなと思ったんだけど、例えば弘前市長の給料が 120 万円だとか 110 万円だとか、高ければ、そうではないと思うんだけどもね。そういうことも含めながらうまく収まったなということです。

○三国谷委員

説明するときはこれで説明しちゃうんでしょ。後にも何もなく。

○福士会長

そうです、これで説明します。いろんな状況を見ても、出た数字が何かと照らし合わせたらとっぴでもない数字であればまずいいなと思ったけれど、それがなかったから、財政力と中核市の分布のマークとフィットしてくれたなということでは良かったなと思ってたんですが。

○敦賀委員

県内の弘前市などの自治体の市長と比較しても違和感のない給料なんだろうかね。

○田村人事課主幹

申し訳ございませんが、今県内の数字は手元にございません。

○福士会長

弘前市は中核市でないですからね、そんなに高い給料ではないと思いますがね。

○敦賀委員

どうしても県内に住んでいれば、県内での比較もしてしまうので、違和感のない数字なのかなと思って聞いてみたんですけれどね。

○福士会長

それはそうですよね。

○敦賀委員

例えば、青森市が 100 万円だと、規模の小さい弘前市が 120 万円だとかであれば、そういう意味で違和感がないのかなというところをちょっと感じたものですから。

○三国谷委員

平成 24 年の審議会では、弘前市、八戸市の市長さんの数字も出てましたね。

○今委員

それを今ここで持ち出してきたら、今やっていることがあまり意味がなくなってしまう

うのではないのでしょうか。今決めようとしている数字自体が、他市から離れているとか青森市が低いとか、ここでまた持ち出してきたら…。

○福士会長

あまり極端にそういうことが出てくると、やっぱり考え直さないととか…。八戸市の市長さんが例えば 120 万円、弘前市が 110 万円で青森市が 100 万円となれば、これがレースだったらしませんよね。そういうことはないとは思いますが…。

○石田委員

近隣の状況を参考にするとかね、了解しておけばいいんじゃないのでしょうか。

○福士会長

中核市で比較してますからね、そういうことはないだろうなという判断はありました。確認はしませんでしたけれど。

○木村委員

だから八戸市は早く中核市になりたいとやっているわけでしょう。ここよりは高いと思う。

○石田委員

ところで、さっきの上限制の撤廃については、審議会として決定したんですか。

○福士会長

はい。

○佐々木委員

会長さんが一番初めに話して、結局、決裁でやってるっていうのは不明瞭だっていう話がひとつありましたね。

○石田委員

それと確認までなんですけれど、要は上限制っていうのは財政的な事情っていうんですけれど…。

○福士会長

他でやってるところがほとんどないんですよ。

○石田委員

わかってるんですよ。それもわかってるんですけど、現実的にどういう理由でやったんですか。財政的な事情っていうことはわかるんですけど、本当にそういう特殊な事情

があったんですか、その当時。条例がああいうふう決定されるということがなんとなく変な感じしますよね。

○木村委員

そう、おかしいなど。資料があって、（上限制で規定しているところが）青森市ともう一箇所あるんですよ。何だこれかと思ってね。

○石田委員

なんでそういうことが起きたのかなど。いや、結論を変えようということではないですよ。ただ、条例を作るときの考え方とか根拠の話とかあるのかなと思って。

○山谷人事課長

先ほども申し上げたんですが、昭和 51 年に条例改正されて上限制になっているんですけども、その時の決裁のほうには具体的な理由とかが書かれておりませんで、唯一残っているのは議会の会議録で、審査の状況ですね、質疑応答が載っておりまして、そこで確認できているのが、財政危機を乗り切るために提案したということなんです。

○木村委員

昭和 51 年じゃもう時効だよ。

○鎌田委員

私勘違いしていたかもしれないんですが、この前もらった資料の 12-02 の表を見まして、青森市と類似している都市の市長、副市長の給料に関する表を見まして、その都市によっては、削減している都市と全然してない都市があるわけなんですけど、結局、削減していないというのは上限額がないということなんですか。どこの都市でも程度の差があっても様々な財政的な問題はあると思うんですけども、素人目では、市長の給料を削減しているところと全く削減していないところがあるので、どういうことなんだろうなとちょっと疑問だったんです。青森市は上限額があって削減していて、他のところはどういうもんなんでしょうか。

○山谷人事課長

（削減）してないところは本当に（削減）していなくて、条例本則の額そのまま支給されてるところだと思います。削減しているところは、全部確認したわけではありませんけれども、ほとんど上限制をとっていませんので、削減は条例の附則で特例的に、例えば期間を区切って、いつまでの間は何%削減というような形で削減しているということです。

○田村人事課主幹

先ほどの御質問についてですが、まず、弘前市長（の給料）は 98 万円です。八戸市長

(の給料)は113万円です。

○福士会長

青森市が八戸市よりも低いということは、それだけいろんな財政面等に配慮した良識の結果と考える、というふうな評価を期待しましょう。

○今委員

118万円の何か目線があるんですかね。

○福士会長

たぶんね。

○佐々木委員

弘前市、八戸市は削減はないですか。

○田村人事課主幹

今現在の独自削減の部分はわかりません。先ほどの額は条例上の額でお話しました。

○佐々木委員

おそらくこれ、青森市の118万円を参考にして作ったと思いますね。実際削減していることがわかればまた…。

○福士会長

またその手が上がると思いますね。

○佐々木委員

私達が出す場合は、現在こういうふうに削減しているから、これだとちょっと不適當だという形で。

○福士会長

よろしいですか、それで。それでは、次回は、市議会議員の報酬について審議することになりますが、次回の日時その他について。

○三国谷委員

額は決まったんですか。額は100万円ということで決まったんですか。

○福士会長

はい。100万円です。

○鎌田委員

広報を見ると、市長さんへの手紙とか受け付けていて、確か、庁舎の中にも市長さんへの意見とかお手紙というコーナーがあったと思いますが、市長さんの給料に関して、市民の方からの問合せとか意見とかはあったことはあるんですか。

○田村人事課主幹

私の知っている限りですが、市民意見として見ているものでは、市長の給料が高いとか低いとかそういう意見はあまりございませんで、議員さんはここ1～2年でいろいろ御意見はいただいておりますが、あまり市長の（給料）ということでは見た記憶がございません。

◆次回日程について

○田村人事課主幹

次回の審議会ですが、9月25日木曜日の午後4時30分からとしたいと考えておりますが、委員の皆様の御都合はよろしいでしょうか。

（9月25日木曜日午後4時30分からで決定）